

ディスプレイの ENERGY STAR®プログラム要件

パートナーの責務 草案

以下は、ENERGY STAR適合製品の製造とラベル表示に関するENERGY STARパートナーシップ合意の内容である。ENERGY STARパートナーは、以下のパートナーの責務を遵守しなければならない。

適合製品

1. ディスプレイに関する性能要件と試験方法を定めた、現行のENERGY STAR適合基準を遵守する。対象製品と対応する適合基準の一覧は、www.energystar.gov/specificationsで見ることができる。
2. **ENERGY STARの名称またはマークと製品を関連付ける前に**、ディスプレイに関してEPAに承認されている認証機関から、ENERGY STAR適合の認証書を取得する。この認証手続の一環として、製品は、ディスプレイ試験の実施に関してEPAに承認されている試験所において試験されなければならない。EPAに承認されている試験所および認証機関の一覧は、www.energystar.gov/testingandverificationで見ることができる。

ENERGY STARの名称およびマークの使用

3. ENERGY STARの名称とマークの使用方法を定めた、現行のENERGY STARロゴ使用ガイドライン（ENERGY STAR Identity Guideline）を遵守する。パートナーは、このガイドラインを遵守し、また広告代理店、ディーラーおよび販売店など自らが認めた代理人による遵守を確保することにも責任を負う。ENERGY STARロゴ使用ガイドラインは、www.energystar.gov/logouseから入手可能である。
4. ENERGY STARの名称とマークは、適合製品との関連においてのみ使用する。パートナーは、米国および/またはENERGY STARパートナー国において、少なくとも1つの製品を適合にして販売していない限り、自己をENERGY STARパートナーと呼ぶことはできない。
5. ENERGY STAR適合ディスプレイには、明確かつ一貫性のある方法でラベルを表示する。
 - 5.1. ENERGY STARマークは、以下の場所に明確に表示されなければならない。
 - 5.1.1. 製品の上部または正面。製品の上部または正面へのラベル表示は、恒久的あるいは一時的であってよい。すべての一時的ラベル表示は、接着または粘着方法によって製品の上部または正面に貼付されなければならない。

電子ラベル表示の選択肢：パートナーは、以下の要件を満たす場合において、この製品に対するラベル表示要件の代わりに、代替的な電子ラベル表示方法を使用するという選択肢を有する。

 - (www.energystar.gov/logosで入手可能な「ENERGY STARロゴガイドライン」に説明されている) シアン色、黒色、または白色のENERGY STARマークが、システムの起動（スタートアップ）時に現れる。電子マークは、少なくとも5秒間表示されなければならない。
 - ENERGY STARマークは、画面面積の少なくとも10%の大きさでなければならず、76ピクセル×78ピクセルより小さくてはならない。また、判読可能でなければならない。

EPAは、個々の場合に応じて、電子ラベルの表示方法、表示時間、または表示サイズに関する代替案を検討する。
 - 5.1.2. 製品の印刷物（すなわち、取扱説明書、仕様書等）。

5.1.3. 小売りされる製品の製品梱包。および、

5.1.4. ENERGY STAR適合モデルに関する情報が掲載されているパートナーのインターネットサイト。

5.1.4.1. ENERGY STARに関する情報が、ENERGY STARのウェブリンク指針（本書は、ENERGY STARウェブサイト(www.energystar.gov)のパートナー向け情報(Partner Resources)で見ることができる)によって規定されているとおりに、パートナーのウェブサイト上に提供される場合、EPAは、必要に応じてそのパートナーのウェブサイトへのリンクを提供する可能性がある。

継続的な製品適合の検証

6. 全面的な協力と適宜な対応を提供する、ディスプレイに関してEPAに承認されている認証機関を通じて、第三者検証試験に参加する。またEPA/DOEは、その自由裁量により、ENERGY STAR適合と称される製品について試験を実施することができる。これら製品は、一般市場で入手される、あるいは政府の要求に応じてパートナーにより自主的に提供される可能性がある。

EPAに対する情報提供

7. ENERGY STARの市場普及率の推算を支援するため、以下に示されるように、機器の出荷データまたはその他の市場指標を毎年EPAに提供する。

7.1. パートナーは、その暦年に出荷されたENERGY STAR適合ディスプレイの総数、あるいはEPAとパートナーが事前に合意したそれに相当する計測値を提出しなければならない。パートナーは、出荷製品のブランドを変更し再販する団体（外部のプライベートブランド事業者（unaffiliated private labeler））に対する出荷分を除外すること。

7.2. パートナーは、EPAが規定するとおりに、重要な製品情報（例：機種、容量、追加機能の有無）で区分された機器の出荷データを提供しなければならない。

7.3. パートナーは、翌年の3月1日までに、暦年毎の機器の出荷データを、可能であれば電子形式にて、EPAまたはEPAが許可する第三者に提出しなければならない。

提出された機器の出荷データは、EPAによりプログラム評価の目的にのみ使用され、厳重に管理される。情報自由法（FOIA：the Freedom of Information Act）のもと要求された場合、EPAは、これらのデータが同法の適用外であると主張する。EPAはパートナーの秘密を守るために、使用するすべての情報を保護する。

8. 試験または認証の結果に影響を及ぼそうとする、あるいは差別的行為を行おうとする、承認試験所または承認認証機関（CB：Certification Body）のいかなる企てもEPAに報告する。

9. 指定の責任者または連絡先の変更を、www.energystar.gov/mesaで利用可能なMy ENERGY STAR Account tool (MESA) を使用して、30日以内にEPAに通知する。

10. 該当する場合において、パートナーは、ENERGY STAR適合製品用LCDパネルの生産に関連する製造業務や補助業務（チャンバー清掃など）に使用されるフッ素系温室効果ガス（F-GHG）を、年間90%以上回収または破壊していることを実証している供給事業者（サプライヤー）から、LCD構成装置を調達すること。

10.1. 対象となる気体には、CF₄、C₂F₆、C₃F₈、C-C₄F₈、C₄F₈O、CHF₃、NITROGEN TRIFLUORIDE (NF₃)、SULFUR HEXAFLUORIDE (SF₆) が含まれる。

10.2. パートナーは、http://epa.gov/semiconductor-pfc/documents/dre_protocol.pdfに示されている、電子機器の製造におけるフッ素系温室効果ガス低減装置のガス破壊または除去の効率（DRE：Destruction or Removal Efficiency）を測定するEPAの測定方法を、これら供給事業者が確実に使用するように協力して取り組む。

注記：ENERGY STAR要件が次第に厳しくなるにつれて、EPAは、高効率技術の製造に関連する温室効果ガス（GHG）排出量の意図しない増加を防ぐ必要があると感じている。LCDは少ない消費電力量で高い性能を提供する効果的な手段であることが証明されたが、LCDの製造には、地球温暖化係数の高い温室効果ガスの1つであるフッ素系ガス（F-GHG）の使用を必要とする。LCDの製造において、これら気体は、ドライパターン形成過程におけるエッチングガスとして、また化学蒸着（CVD：chemical vapor deposition）チャンバー用の洗浄ガスとして使用される。

EPAは、製造段階におけるF-GHGの破壊または除去方法を特定した、過去10年をかけて達成された重要な国際的取り組みを活用しようと考えている。2001年に日本の液晶産業調査委員会（LCD Industry Research Committee）は、韓国と台湾における同様のLCD工業会と協力して、世界液晶産業協力会議（WLICC：World LCD Industry Cooperation Committee）を設立した。WLICCは、2010年までにF-GHGの絶対総計排出量を0.82MMTCE未満に低減させるという合意目標を達成した。この目標値を達成するために、3つの工業会は、新規に設置されるLCD製造ラインのすべてに対し、排出量の90%を除去または破壊する除去システムが完備されていることを求める約束をした。（出典：Nishida, H., et al. “PFC emission-reduction strategy for the LCD industry.” *Journal of the Society for Information Display*. 13/10, 2005）。

F-gasの回収および破壊を実証する供給事業者からLCD構成装置を調達することに加えて、EPAは製造事業者に対し、2008年に公表された電子機器の製造におけるフッ素系温室効果ガス低減装置のガス破壊または除去の効率（DRE：Destruction or Removal Efficiency）を測定するEPAの測定方法に従い、F-gasが測定されることを確保するために、各自の供給事業者と協力することを求めている。これは、この測定方法が、LCDの製造におけるG-gas（温室効果ガス）の除去または破壊に関して十分に試験され国際的な専門家による査読を受けた、唯一利用可能な方法であることによる。

EPAは、WLICCのような既存の取り組みに参加することにより、本要件をどの程度満たすことができるのか詳しく調査するとともに、関係者からの意見を歓迎する。

特別待遇を受けるために行うこと

ENERGY STARパートナーは、パートナーシップの範囲内での取り組みに対する追加の承認および／または支援をEPAから受けるために、次の自主的な行動を検討し、これらの取り組みの進捗状況を逐次EPAに報告すること。

- ENERGY STAR適合製品の普及促進やENERGY STARとそのメッセージに対する認知向上のためにパートナーが取り組む内容について、最新情報を文書にて四半期ごとにEPAに提供する。
- 企業施設のエネルギー効率の改善を検討し、ENERGY STAR建物プログラムを通じて、建物の比較評価を行う。
- ENERGY STAR適合製品を購入する。社内の購入または調達規則を改定してENERGY STARを要件に含めるようにする。調達担当者の連絡先を、定期的な更新と調整のためにEPAに提供する。従業員が家庭用製品を購入する際に利用できるように、一般的なENERGY STAR適合製品情報を従業員に回覧する。
- パートナーのウェブサイトや他の販促資料において、ENERGY STARマークを特集する。ENERGY STARのウェブリンク指針（ENERGY STARウェブサイトのパートナー向け情報（Partner Resources）で入手可能）に定められているとおりに、ENERGY STARに関する情報がパートナーのウェブサイト上で提供される場合、EPAは、必要に応じて、そのパートナーのウェブサイトへのリンクを提供する可能性がある。
- 企業施設で使用するすべてのENERGY STAR適合ディスプレイおよびコンピュータの電力管理機能が、特に設置時と修理後に、確実に実行可能に設定されているようにする。

- 現時点でENERGY STAR適合である製品の開発、マーケティング、販売および修理点検に関する職務の従業員に対して、ENERGY STARプログラムに関する一般情報を提供する。
- 上述のプログラム要件以外に、パートナーが計画している具体的な行動を説明する簡単な計画書を、EPAに提供する。これによりEPAは、パートナーの活動を調整および連絡し、EPAの担当者を派遣し、あるいはENERGY STARニュースレターやENERGY STARウェブサイト等にそのイベント情報を掲載することができる。計画内容は、パートナーがEPAに知らせたい活動または計画方針の一覧を提供する程度の簡単なものでよい。例として、活動には次のものが含まれる。(1) 全製品系列を2年以内にENERGY STARガイドラインを満たすように切り替えることによって、ENERGY STAR適合製品を普及促進する。(2) 年に2回、特別店内陳列を行い、エネルギー消費効率化の経済上および環境上の利点を説明する。(3) ENERGY STAR適合製品の省エネルギー機能と動作特性について、(ウェブサイトおよび取扱説明書を介して) 使用者に情報を提供する。および(4) 記事体広告1回および報道機関向けのイベント1回をEPAと共同で行い、ENERGY STARパートナーシップとブランドに対する認識を高める。
- 企業の発送業務における環境実績を改善するために、EPAのSmartWay Transport Partnershipに参加する。SmartWay Transport Partnershipは、燃料消費量、温室効果ガス、大気汚染を低減するために、貨物運搬業者、荷主、および他の物流関係者と協力して実施されている。SmartWayの詳細については、www.epa.gov/smartway を参照すること。
- EPAのGreen Power Partnershipに参加する。EPAのGreen Power Partnershipは、従来の化石燃料に基づいた電力の使用に伴う環境への影響を低減させる方法として、企業団体にGreen Powerの購入を奨励する。パートナーシップの参加者には、フォーチュン誌選出の上位500社 (Fortune 500) に入る企業、中小企業、政府機関だけでなく、参加数が増加傾向にある各種大学など、多様な組織が含まれる。Green Powerの詳細については、<http://www.epa.gov/greenpower> を参照すること。

注記： 自社と取引のある最大の供給事業者に対し、GHG排出量の測定と低減、およびGHG排出量低減の公開目標の設定を求める電子機器の大企業が増えている。電子産業市民連合 (EICC : Electronics Industry Citizens Coalition) のような、共通する業界団体間の連携した取り組みにおいても、共同出資による供給事業者の研修プログラムが策定されたり、あるいは供給事業者からデータを収集するために共通の情報収集システムが使用されたりしている。さらに、Acer、Asus、Dell、Phillips等の一部のENERGY STARパートナーは、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP) のサプライ・チェーンに対する取り組みにも参加しており、この取り組みにおいてCDPは、供給事業者の取引先に代わり、供給事業者に対して質問状を送付し、供給事業者による直接的および間接的GHG排出量を測定し公開報告するように求めている。

EPAは、GHG排出量の測定と低減に供給事業者を関与させようとする、業界による現在の取り組みを称賛する。供給事業者従事プログラムを策定する、および/または、集团的支援や研修の取り組みを通じて、共通の供給事業者に影響を与えられるように他の企業と協力することにより、主要供給事業者を直接的および間接的GHG排出量の測定と低減に取り組みさせるようにすることを、EPAはより多くのパートナーに推奨する。またパートナーは、供給事業者に対して、各自のGHG排出量を公式に報告し、GHG排出量低減の公式目標を設定するように求めることが奨励される。このような取り組みを評価するために、EPAは、年間最優秀製造事業者パートナー表彰の目的において、本区分における他の取り組みに加え、これらの活動を考慮する予定である。